別紙３

定年延長例規整備支援業務委託に係る審査実施要領

第１．選考方法

選考は、定年延長例規整備支援業務委託に係る事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において、まず一次審査で書類審査を実施。その結果をもって二次審査のプレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い者から順に受託候補者及び次点候補者とする。

第２．一次審査（40点満点）

審査は、委員会事務局（人事課）において以下のとおり書類審査を行い、配点点数の上位３位までを選定する。

①業務実績（10点満点）

対象　　：【様式 3】受注実績調書

評価方法：過去５年以内に、官公庁への例規整備等支援業務に係る実績があるか。

実績数が 5 件以上	10 点
実績数が 3 件以上 5 件未満	8 点
実績数が 1 件以上 3 件未満	6 点
上記に該当する実績はなし。	0 点

②価格点　定年延長例規整備支援業務委託(30点満点)

対象　　：【様式6-1】見積書

評価方法：下記により計算し、（Ｃ）の費用を価格点とする。

（Ａ）定年延長例規整備支援業務委託に令和３年度に要する費用

（Ｂ）定年延長例規整備支援業務委託に令和４年度に要する費用

（Ｃ）Ａ＋Ｂの合計額

（それぞれ消費税額及び地方消費税額を含まない。）

・最低見積価格者の得点は30点とする。

・その他の者は下記の計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点＝30点×（最低見積価格※1／見積価格※2）」

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：当該提案者の見積価格

第３．二次審査（60点満点）

一次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から受託候補者、および次点候補者を選定する。

対象　　：企画提案書に沿ったプレゼンテーション及び質疑応答

評価方法：委員会において、各委員（1人につき60点満点・5名）がプレゼンテーションの各項目を審査評価し、その平均点（小数点以下を四捨五入）を二次審

査の得点とする。
二次審査における評価基準は、【別紙4】評価基準表のとおりとする。

第４．二次審査（プレゼンテーション）の内容

①審査日：令和3年11月17日(水)予定（別途連絡）
②場所：葛城市役所（別途連絡）
③出席者：1提案者4名以内
④実施時間：1提案者45分以内（提案30分、質疑応答15分）
・事前準備・片付けに係る時間は含まない。
⑤提案内容
・「公募型プロポーザル実施要領第２（５）企画提案書等の提出④提出書類　企画提案書」にある内容についてパワーポイント等において表現すること。
⑥プレゼンテーションの順番
・プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順番とする。
⑦その他
・スクリーンは市で準備するが、パソコン・プロジェクターその他必要な機器及びインターネット通信環境は提案者が準備すること。
・社名が特定できるような名札等を身につけないようにし、社名への言及や、配付資料・投影する資料等に社名が特定できるロゴ等を出さないこと。
・遅刻又は欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなす。

第５．受託候補者選定に関する特記事項

①最低基準点
・一次審査及び二次審査の合計点の満点（100点）の6割（60点）を最低基準点とし、最高得点者が最低基準点に満たない場合は、受託候補者を選定しない。
②参加者が１者となった場合の取り扱い
・参加者が１者となった場合でも一次審査及び二次審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該参加者を受託候補者に決定し、その旨を通知する。
③一次審査及び二次審査の合計点が最高点で同点の者が２者以上の場合の取り扱い
・当該提案者それぞれの二次審査の得点が異なる場合、二次審査の得点が高い者から順に受託候補者及び次点候補者を選定する。
・当該提案者それぞれの一次審査の得点及び二次審査の得点が同じ場合、くじ引きにより、受託候補者及び次点候補者を選定する。なお、くじ引きとなった場合は、方法、日程等改めて通知する。